○加須市公有財産の取得及び処分検討委員会設置要綱

平成22年7月28日 告示第266号

(設置)

第1条 公有財産の適正かつ円滑な取得及び処分を検討するため、加須市公有 財産の取得及び処分検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、市長の求めに応じ、市が行う不動産の取得及び処分のうち、 次に掲げるもの(以下「取得等案件」という。)について調査し、及び検討 する。
 - (1) 1件の予定価格が500万円以上(土地については、1件200平方メートル以上のものに限る。)のもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの (組織)
- 第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 市内の公共的団体等の代表者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議 長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は 意見を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、直接利害関係のある議事に加わることができない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退 いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部管理契約課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。